

相談者(Aさん) 先日住民票の発行を後回しにされて、不当に時間がかかったという事で暴力団員が窓口で大騒ぎをし、翌日も町長が出てきて謝罪しろと要求したという事件がありました。幸い私たち総務課で対応して、事なきを得たのですが、このように暴力団員が行政に対してクレームをつけたり要求をするといったことが増えているのでしょうか。

弁護士 実はかなり増えてきていて、大きな問題になっていっています。暴力団員によるものが多いのですが、それ以外の悪質なクレームによる行政への不当要求もたくさん報告されています。

Aさん 今でも記憶に新しいのは平成一九年四月の長崎市長銃撃事件ですが、真相はどうだったのですか。

弁護士 市長が選挙期間中に長崎駅近くの歩道で暴力団員に銃撃され、死亡したというショッキングな事件でした。動機として初めは右翼関係者との関係も噂されたのですが、結局は市道工事現場での事故の補償を求めて市役所を再三訪れては不当要求を続けていたことが判りました。この事件によって「行政対象暴力」という言葉が広く使われるようになったのです。

「暴力団の不当な要求に屈しないために」をテーマとして三回に渡ってお話ししていくこととします。まず今回は一般的な暴力団の現状と暴力団対策法の説明をしましょう。

Aさん 暴力団員というのは全国で何人位いるもののですか。

弁護士 警察庁の発表によると、平成一七年度末の調査では構成員が四万三三〇〇人、準

弁護士 暴力団対策法は平成四年三月から施行され、市民生活・経済社会の大きな阻害要因である暴力団の活動を規制して、市民や企業の安全・財産を守ることを目的としました。これによって暴力団が民事関係に介入してくる民事介入暴力を排除することが容易になりました。

Aさん この法律のポイントとしてどんなことがあげられますか。

弁護士 次の六点が大きな特徴として挙げられています。一つ目は暴力団を不法ないし反社会的勢力として明確に位置づけたことです。二つ目は法律の規制対象を都道府県による指定暴力団としたことです。三つ目は民事介入暴力の典型である暴力的要求行為を禁止して、公安委員会の中止命令等の措置が講じられることになったことです。四つ目は一般人が暴力団を利用することを禁止したことです。五つ目は指定暴力団の対立抗争時における事務所使用を制限したことです。六つ目は指定暴力団への加入強要や脱退妨害を禁止したことです。

Aさん 指定されていない暴力団の行為は規制されないのですか。

弁護士 残念ながら、法律の規定はそのようになっています。但し、現実には先ほど紹介した三大暴力団組織を含む二二団体が指定さ

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第31回

暴力団等の不当な要求に屈しないために

1

構成員が四万三三〇〇人、合計で八万六三〇〇人となっています。バブル崩壊後は減少傾向だったのですが、平成七年以降は再度増加に転じているようです。警察庁によれば六代目山口組、住吉会、稲川会が三大暴力団組織で、その三団体で全体の暴力団員の七割以上を占めているようです。

Aさん エセ右翼とかエセ同和という言葉も耳にすることがあるのですが、暴力団とは違うのですか。

弁護士 右翼活動は一つの政治運動ですし、同和団体も同和問題の解決を目指して活動を行っている団体です。しかしながら、右翼とか同和という名前を標榜して、実際には企業や自治体に違法・不当な利益の提供や義務のないことをするように要求する人たちがおり、これらをエセ右翼、エセ同和と呼んでいます。例えばエセ右翼としては、自治体に対して北方領土の返還運動のために賛助金を要求し、それを拒むと、国策に反対するのでは毎日現場に街宣車で抗議活動が続けると脅すといった行為が典型的です。こうした行為は暴力団との繋がりが深い場合が少なくないと言われています。

Aさん 暴力団対策法による規制が行われているという話しを聞いたのですが、具体的に教えて下さい。

- ⑥ 高金利の債権を取り立てる行為
- ⑦ 不当な方法で債権を取り立てる行為
- ⑧ 借金の免除や借金返済の猶予を要求する行為
- ⑨ 不当な貸付や手形の割引を要求する行為
- ⑩ 証券会社に対して不当に信用取引を要求する行為
- ⑪ 株式会社に対して不当に株式の買い取りを要求する行為
- ⑫ 不当な地上げをする行為
- ⑬ 土地建物を占拠するなどして不当に明け渡し料を要求する行為
- ⑭ 交通事故等の示談に介入して金品等を要求する行為
- ⑮ 商品の欠陥などをネタにして損害賠償等を要求する行為

Aさん 様々な行為が禁止されているのですね。何となく安心しました。

弁護士 これまで、暴力団員が暴力団の威力を示して不当に利益を得たり、市民や企業に不当な要求をすることを禁止したのです。今回は現実にはこのような行為が行われた場合の対処法を中心にお話しすることにします。



れていますので、ほとんどの暴力団の行為には規制が及ぶこととなります。

Aさん 暴力団規制法によって禁止されている暴力的要求行為の具体的な内容について教えてください。

- 弁護士 暴力団規制法九条によって次の一五の行為が禁止されています。
- ① 人の弱みをネタに口止め料を要求する行為
 - ② 不当に寄付金・援助金を要求する行為
 - ③ 強引に下請工事や資材の納入等を要求する行為
 - ④ 縄張り内の営業者に「みかじめ料」を要求する行為
 - ⑤ 縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の購入等を要求する行為

◎執筆者 佐藤 裕一 (さとう ゆういち)

弁護士法人社協同 阿部 佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

弁護士 前回は暴力団の現状と暴力団対策法について説明しました。今回はそれらを踏まえて現実にごような行為が行われた場合の対処法についてお話ししましょう。

相談者(Aさん) 日もよろしくお願ひ致します。前回の説明で暴力団対策法によって様々な行為が禁止されていることを知ったのですが、一四の行為のうち典型的な禁止行為をもう一度確認させて下さい。

弁護士 判りました。それでは三つの行為を具体的に紹介してみましよう。一つは前回④にあげた「みかじめ料の要求」です。暴力団には縄張りがあり、飲食店等に対してうちの縄張りで営業するのであれば店を出すための挨拶が必要だろう等と言って金品を要求するのです。

Aさん 以前、うちの町でも暴力団から自分の関係業者からおしぼりを借りないとの辺りでは商売できないと言われ、高い料金を支払わされているという相談を受けたことがあります。これもみかじめ料の一種でしょうか。

弁護士 いまの例も縄張り内での不当行為という点では同じですが、⑤であげた「縄張り内の営業者に用心棒代、入場券等の購入等を要求する行為」に当たると考えられます。おしぼりの他におつまみや植木の購入を要求されるといったこともあるようです。

守ってくれる制度になっています。

Aさん 警察がすぐに動いてくれれば良いのですが、まずは自分たちが暴力団と相対しなければならぬ場合もあると思うのですが、その場合はどんな点に注意すれば良いのでしょうか。

弁護士 「暴力団対応十則」ということが言われています。次に列記してみます。

①相手の氏名、所属団体、立場等を確認すること。

②面接場所はこちらの管理の及ぶところにする。

③面談の時間は長くても一時間以内に初めから制限しておくこと。

④こちらの最終責任者は面談に参加させないこと。

⑤複数で対応すること。

⑥面談や電話の内容は録音するか、詳しくメモしておくこと。

⑦相手の目的・真意を把握すること。

⑧態度や言葉遣いには特に注意すること。

⑨相手の要求に対して、その場で即答したり文書を作成したりしないこと。

⑩警察・暴力団追放推進センターとの連携に心がけること。

Aさん いくつか質問させて下さい。まず④ですが、町長を出せと騒がれてもそれは避け

法律に強くなる!

連載【まちづくりの法律相談】

第32回

暴力団等の不当な要求に屈しないために

2

ているラーメン屋さんにトラックをわざと突っ込ませるといった荒っぽい嫌がらせを行うというようなこともあったようです。

Aさん 昔観た「ミンボーの女」という映画にも、それと似たシーンがあったことを思い出しました。

弁護士 前回④にあげた「示談介入行為」も多く見られました。例えば交通事故の被害者から依頼を受けて代理人となり示談交渉を行うのです。自分が暴力団関係者だということや服装や言動で見せつけて、相手に怖いという思いを植え付けて有利な示談に持つていくという行為です。修理で直るにも拘わらず新車の買い換え要求をするといったケースです。

Aさん 今紹介していただいた三つの行為は私たち市民が考えている典型的な暴力団の行為ですね。

弁護士 前回お話ししましたように指定暴力団がこのような暴力的要求行為を行った場合には、公安委員会が中止命令等の措置が講じられる制度になっています。また刑事事件になる可能性があれば警察も捜査してくれます。そういう意味では警察や公安委員会は民事事件だからといって傍観するのではなく、民事介入暴力には毅然として立ち向かい、市民を



の方が良いということでしょうか。

弁護士 そのとおりです。こちらが組織のトップを出してしまうと、その場で最終決断を迫られる恐れが生じてしまいます。抜き差しならない状況にすることは避けるべきです。

Aさん 次に⑥なのですが、録音は内緒でもかまわないのでしょうか。

弁護士 内緒はまずいと思います。録音するのなら、初めに「今日の話し合いは録音させていただきます。その方が後から言った言わないという問題が無くなります」と告げるべきです。録音されているということは相手方にとっても心理的にかんりのプレッシャーになり、脅迫的な言動を抑止する効果も出てくるのです。

Aさん ⑧の態度や言葉遣いの注意点を具体的に知りたいのですが。

弁護士 必要以上に脅えないで、ゆつくりと話すことです。もともと相手もある意味では交渉のプロですから、言葉尻を捉えて攻めてきます。不用意な発言をしないように慎重に対応することが必要です。但し、相手の要求が明らかに不当である場合には毅然として明確に拒否するという姿勢も大切です。

Aさん 私にそんな難しい対応ができるのでしょうか。

弁護士 相手の目的はほとんどの場合お金です。目的がはっきりしているということは対応もしやすいのです。⑦であげた目的・真意の把握はそれ故に必要なのです。暴力団員も基本的には問題を起こして刑務所には入りたくありません。彼らにとつて警察は怖い存在なのです。対応で恐怖を感じたり、どうしても帰らずに居座った時は迷わずに警察に通報して下さい。そのためにも警察には事前に連絡しておいた方が良いでしょうね。

Aさん 具体的なイメージがつかめました。弁護士 次回は行政対象暴力力についてお話ししましょう。

◎執筆者 佐藤 裕一(さとう ゆういち)

弁護士法人杜協同 阿部 佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員

弁護士 これまで二回にわたって暴力団の現状・暴力団対策法そして民暴行為への具体的な対処法について説明してきました。今回はこのテーマの最終回として「行政対象暴力」を中心としたお話しをしましょう。

相談者（Aさん） 行政対象暴力とはどのような行為を意味するのですか。

弁護士 暴力団等の反社会的な勢力が、地方自治体等の行政機関や職員に対して、違法または不当な要求を行い、不正な利益を得ようとすることを言います。その際暴行や威迫するような言動等の不当な手段が使われるわけですね。

Aさん 一回目にご相談した、住民票の発行を後回しにされたということで、暴力団員が窓口で大騒ぎをし、町長が出てきて謝罪しろと要求した件も一種の行政対象暴力に当たるのですか。行政機関は一定の組織を持った役所なのに、どうして暴力団等に狙われるようになったのでしょうか。

弁護士 二つの理由が考えられます。一つは暴力団員とはいえ地方自治体にとっては住民の一人ですので、何らかのクレームや要求があった場合にも無下には拒否できないという事情があることです。もう一つは行政機関には役所特有の事なかれ主義的な感覚があるとされており、トラブルが発生した場合こ

て、前回暴力団対応十則を紹介しましたが、もう一度それを読み返して見て下さい。行政対象暴力は担当者個人の問題ではないのですから、組織として対応する体制をきちんと確立しておくことです。街宣車を出すと聞かれても、不当な要求には役所全体として毅然と拒否すべきです。

Aさん 拒否した場合、現実に街宣車が毎日庁舎周辺で活動を行ったりすると、役所としては困ってしまいます。

弁護士 確かに街宣活動によって役所の業務に支障が出ますし、住民にも不安感を与えることがあるでしょう。しかしながら、だからといって不当な要求に屈してはいけません。街宣活動が行われた場合には、まず警察や弁護士と連携を取ることが大事です。その上で街宣の日時・場所・車両の特定、街宣内容の録音といった証拠の確保をきちんと行うべきです。連日のように街宣活動が続く場合には、弁護士に依頼して街宣活動禁止の仮処分を裁判所に申し立てることも出来ます。その様な毅然とした対応が結果的には良い解決につながっています。

Aさん 自治体側の担当者として暴力団との対応の際、特に注意すべきことは何でしょうか。
弁護士 これも前回の暴力団対応十則で紹介したこと尽くします。例えば相手が住民であつ

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第33回

暴力団等の不当な要求に屈しないために

3

担当者限りで何とか穏便に解決したいという姿勢が見られることです。このような行政機関の弱腰ともいえる姿勢に目を付けた暴力団等が行政機関をターゲットにするようになったわけですね。民間の企業はかなり前の時期から総会屋対策等を通じて反社会的勢力に対応



たととしても、違法不当な要求行為を行っているのですから、毅然とした対応が最も重要です。そして自治体として行政対象暴力に対するマニュアルを作成し、職員全員がそれを周知しているといった体制づくりが必要でしょう。このマニュアル作成は近時多くの自治体において現実に行われています。

Aさん 行政対象暴力とは多少離れるのですが、自治体において暴力団を公共事業や公共施設から排除という動きが大きくなってきているという報道に接したのですが、もう少し詳しく教えて下さい。

弁護士 第一に公共工事からの排除です。最近地方自治体においても要綱を作成して、暴力団と一定の関係にあることや資金提供を受

する体制づくりが整備されてきていたのに、行政機関ではそれが遅れていたのです。
Aさん 行政対象暴力の具体的な事件をいくつか紹介していただけませんか。

弁護士 暴力団員が陸運支局の自動車検査官に威圧的な言動を与え、基準に適合していない着色フィルムを窓ガラスに貼付した自動車や排ガス検査を受けていない自動車に検査証を発行してしまったという事件がありました。また一回目に紹介した、北方領土の返還運動のためにエセ右翼が自治体に対して賛助金を要求し、それを拒むと国策に反対するのはけしからんとし、毎日役所に街宣車を使って抗議活動が続けると脅かされたという事件も現実起こった話です。

Aさん 街宣車の件では総務担当者がポケッタマネーを支払って街宣をやめてもらったというケースもあったと聞きました。

弁護士 そのようです。その場合、一旦は街宣活動が止み、解決したかのように見えますが、あの自治体は街宣車を出すと脅かせばすぐに担当者が金を支払うという評判が流れますので、次から次と新しい団体が不当な要求をしてくるのが想定できます。

Aさん 街宣車を出すと脅かされたような場合は、どのように対応すべきなのでしょうか。

弁護士 暴力団等の不当な要求への対応として、指名停止・指名除外事由と定める場合が増えてきました。更に公共工事の請負契約書の中に暴力団関係企業が下請け業者としても入り込まないように排除条項を設けるといった工夫も行われています。第二は公共施設からの排除です。公民館などの利用について条例の中に暴力団関係者を排除する規定を置く自治体が増えてきています。このような条例も地方自治法の趣旨に反しないと解釈されています。第三に東京都町田市の公営住宅で発生した暴力団関係者の拳銃発砲立て籠もり事件を契機として、公営住宅についても条例の中に暴力団の排除条項を盛り込む自治体が増えてきました。
Aさん 暴力団を一掃するために自治体もいろいろな面が変わってきているのですか。
弁護士 そのとおりです。これまで三回にわたって暴力団への対処法等をお話ししてきましたが、住民の安全な生活を守り、健全な行政運営を行うために、自治体が先頭に立つて暴力団の撲滅を目指した行動を行うことが期待されているのです。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人社協同 阿部・佐藤法律事務所 弁護士
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員